

# 令和5年度 自動車税種別割の納税は5月31日までに

## ★自動車税種別割の課税について

種別割は、毎年4月1日午前零時現在における自動車の所有者(割賦販売等で売り主に所有権が留保されている場合は使用者)に1年分が課税されます。

年度の途中で自動車を売買された場合には、3月31日までに運輸支局において名義変更の手続を行わないと、翌年度以降も自動車検査証に所有者として記載されている方に課税されますのでご注意ください。

## ★抹消登録を忘れずに

種別割は、運輸支局に登録がある限り課税の対象となります。自動車を使用しない場合は、すぐに運輸支局で抹消登録をしてください。

## ★自動車税種別割の月割計算について

年度途中の名義変更、県内への転入や県外への転出をされても、月割計算による課税や減額は行われません。

ただし、年度途中で新規登録(新車新規、中古新規)をされた場合には、登録時に月割計算により課税となります。また、抹消登録(廃車)を行った場合には、月割計算による減額が行われ、翌月以降に還付します。

## ★転居したら住所変更の登録と連絡を

住民票を移しても自動車検査証の住所は変わりませんので、運輸支局で住所変更の登録をしてください。また、県税事務所には同封の住所変更連絡ハガキでお知らせください。

## ★地方税お支払サイトでの納付について

令和5年4月から、自宅のパソコンやスマートフォンで「地方税お支払サイト」へアクセスし、納税通知書に印字された「eL-QR」(二次元コード)や「eL番号」を利用して、クレジットカードやインターネットバンキング等で納付できるようになりました。

また、指定した金融機関口座から直接納付するダイレクト納付も利用できます。(ダイレクト納付を利用される場合は、事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録の手続が必要です。)

詳細につきましては、「地方税お支払サイト」をご覧ください。



地方税お支払サイト  
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

## ★コンビニエンスストア(コンビニ)での納付について

収納事故などのトラブルを未然に防ぐために、次のことにご注意ください。

- ① 納税通知書の表面に記載している「コンビニ等取扱期限」を過ぎますとコンビニでの納付はできません。
- ② 領収証書とは別に、レシートが発行されます。収納事故防止の観点から、必ず受け取ってください。

## ★スマートフォン決済(スマホ決済)アプリでの納付について

スマートフォン決済アプリ「PayPay」、「LINE Pay」、「支払秘書」がインストールされているスマートフォン等で、納税通知書に印刷されたバーコードを読み込むことにより納付することが出来ます。ただし、スマホ決済での納付については、次のことにご注意ください。

- ① 納税通知書の表面に記載している「コンビニ等取扱期限」を過ぎますとスマホ決済での納付はできません。
- ② 納付後すぐに車検を受けるとき等、納税証明書が必要な場合はスマホ決済以外の納付方法をご利用ください。  
また、スマホ決済アプリの収納完了画面を納税証明書の発行に利用することはできませんので、ご注意ください。
- ③ スマホ決済で納付した場合は領収印のない領収証書(納税通知書)が手元に残ることになりますので、誤って金融機関等で重複して納付することのないようご注意ください。  
なお、利用方法の詳細については、各アプリ事業者のHP等をご確認ください。

※上記スマホ決済アプリ以外でも、eL-QRに対応したアプリの場合は、アプリを直接起動し、eL-QRの読取を行うことで納付可能です。eL-QRを利用できるスマホ決済アプリは、「地方税お支払サイト」でご確認ください。

## ★納付確認の電子化について(納税証明書は大切に保管を)

車検時に納税証明書の提示を省略して、納付情報を電子的に確認することにより、車検を受けることができます。ただし、納付後すぐに車検を受ける場合等、電子による確認ができない場合もありますので、納税証明書は大切に保管してください(納付から電子による確認ができるまで日数を要します)。

〈所管する県税事務所の電話番号は、封筒に記載しています。〉

## 自動車税種別割のグリーン化について

平成14年度以降、地球環境を保護する観点から、排出ガスや燃費性能が一定の基準を満たした「環境負荷の小さい」自動車に対する種別割を軽減する一方で、新車登録から一定の年数を経過した「環境負荷の大きい」自動車に対しては税額を重くする「自動車税種別割のグリーン化」が実施されています。

### 《税額が割増される自動車》・・・割増後の税額は同封の税額表で確認してください

ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年、ディーゼル車で同じく11年を経過した自動車の税額が、概ね15%割増されます。(バス、トラックについては、概ね10%の割増)

#### 【割増税額の対象となる自動車】

平成22年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車、LPG車

平成24年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車

### 《税額が軽減される自動車》・・・軽減後の税額は同封の税額表で確認してください

電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車の税額が、新車新規登録の翌年度に限り概ね75%軽減されます。

また、排出ガス基準と燃費基準を達成した自動車(営業用の乗用車に限る)の税額が、下表のとおり新車新規登録の翌年度に限り軽減されます。

税額の軽減期間は1年限りであり、軽減された翌年度以降は本来の税額が適用されますので、令和4年度に軽減された自動車(令和3年度新車新規登録)は、今年度からは本来の税額となります。

#### 【基準を達成した場合の軽減内容】

|                                  | (☆☆☆☆)<br>平成17年排出ガス基準(75%低減)又は<br>平成30年排出ガス基準(50%低減) |
|----------------------------------|--|
| 令和12年度燃費基準90%達成かつ<br>令和2年度燃費基準達成 | 概ね75%軽減  |
| 令和12年度燃費基準70%達成かつ<br>令和2年度燃費基準達成 | 概ね50%軽減  |

なお、同じ車種、型式の自動車でも、仕様等の違いにより対象とならない場合がありますので、対象であるかどうかについては、自動車販売店等でお確かめください。

### ★身体障害者等の方へ

身体等の障害の程度などが一定の要件に該当する方が、4月1日午前零時時点で所有している自動車に対する今年度の種別割の減免申請手続は、納期限までです。詳しいことは、この封筒の表に記載された県税事務所にお問い合わせください。(4月1日以降に要件に該当された方は翌年度の申請になります。)

減免が受けられる種別割の額は、令和元年9月30日までに新車新規登録を受けた自動車については45,000円(15%重課対象の自動車は51,700円まで)、令和元年10月1日以降に新車新規登録を受けた自動車については43,500円までです。この額を超える額については納税していただくことになります。

なお、申請期限を過ぎると受け付けできませんのでご注意ください。

あなたの納めた県税は、みなさんのために大切に使われています。